

2. 社会福祉施設等における指定管理者制度の現状と課題(本検討会の調査結果等をふまえて)

「指定管理者制度に関する検討会」は、本年3月に、指定管理者の指定を受けた社協および社会福祉法人・施設に対し、指定および施設運営に係る現状と課題について抽出調査を実施するとともに、指定管理者制度の導入により受託が終了した社協、社会福祉法人に対し、その影響等について抽出調査を実施した。

本検討会において、標記調査結果に基づき検討を行い、指定管理者制度に係る現状と課題について、下記のとおり整理した。

(なお、標記調査に関しては、巻末に掲載した集計結果を参照いただきたい)

. 指定管理者の指定を受けた社協、社会福祉法人・施設の状況

1. 指定を受けた施設の状況

(1) 指定を受けた施設の種類(複数回答有)

施設の種類	調査対象	保護施設	老人福祉施設	障害者福祉施設	児童福祉施設	その他の福祉施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
全体	163	5	44	18	71	9	32
%	100	3.1	27.0	11.0	43.6	5.5	19.6
a. 社会福祉施設(母子生活支援施設除く)	76	5	44	18	13	9	0
b. 母子生活支援施設	58	0	0	0	58	0	0
c. 会館等、社会福祉施設以外の施設	29	0	0	0	0	0	32

(2) 指定管理者制度の導入前からの施設運営受託状況

全体の状況をみると、「受託していた」が76.7%を占めている。

業種別の状況をみても、「受託していた」が70~80%代を占めている。

(全体の状況)

受託していた：125(76.7%) 受託していなかった：25(15.3%)

無回答：13(8.0%)

(3) 定員

全体の状況としては、20～40 未満(16.0%)、40～60 未満(7.4%)を中心に分散傾向がみられる。福社会館のように定員のない施設は「無回答」に含まれ(31.9%)、母子生活支援施設のように「世帯数」を用いている施設は「その他」(27.0%)に含まれている。

(全体の状況)

20 未満：7(4.3%) 20～40 未満：26(16.0%) 40～60 未満：12(7.4%)

60～80 未満：7(4.3%) 80～100 未満：5(3.1%) 100～200 未満：7(4.3%)

200 以上：3(1.8%) その他：44(27.0%) 無回答：52(31.9%)

2. 指定を受けた際の公募の状況

(1) 公募の有無

社会福祉施設以外の施設については、公募を行う自治体が多いためか、公募の比率が非公募を上回る。福祉サービスを行う施設については、反対に、非公募の比率が公募を上回る。

ア) 全体の状況

有：71(43.6%) 無：89(54.6%) 無回答：3(1.8%)

イ) 個別の状況

a. 社会福祉施設(母子生活支援施設除く)

有：33(43.4%) 無：42(55.3%) 無回答：1(1.3%)

b. 母子生活支援施設

有：21(36.2%) 無：36(62.1%) 無回答：1(1.7%)

c. 会館等、社会福祉施設以外の施設

有：17(58.6%) 無：11(37.9%) 無回答：1(3.4%)

<参考>

全国母子生活支援施設協議会が、平成 17 年度に、全国の公設公営・公設民営母子生活支援施設に対して行った調査では、回答のあった 107 施設（公設公営 58、公設民営 49、回答率は 171 施設中 62.6%）のうち、公募があった：23 施設（21.4%、全て公設民営） 公募がなかった：74 施設（69.1%、公設公営 53、公設民営 21） 検討中他：10 となっている。

なお、「公募がなかった」と回答した 74 施設のうち、公設公営施設 53 施設の対応内訳は、行政による直営化（現状維持を含む）：40 施設、施設の廃止：4 施設、その他：9 となっている。また、公設民営施設 21 施設の対応内訳は、特定随意契約：13 施設、公設公営化：3、その他：5 となっている。

3. 指定の種類

全体の状況としては、制度発足前に引き続き指定を受けた施設が 77.3%を占める。業種別にみても、60%台後半から 80%台を推移している。

（全体の状況）

新規指定：32(19.6%) 制度発足前に引き続き指定：126(77.3%)

2 回めの指定を受けた：2(1.2%) 無回答：3(1.8%)

4. 指定を受けられたと考えられる理由

「主な理由を上位 2 位まで回答」という条件によるため、複数の回答があった。

全体の状況をみると、上位では、「制度発足前の受託業務の実績が評価された」の比率が最も高く(75.8%)、次いで、「業務を安定して行う人員体制、経営規模」(49.1%)、3 番めに「事業計画が効果的な内容である」(22.4%)の順となっている。

業種別にみてもほぼ同様の順であるが、例外として、市区町村社協については、3 番めに「市民の平等利用が確保されている」が入っている。

5. 協定等の取り決め内容

(1) 指定開始日

全体の状況としては、平成 18 年 1 月～ 6 月末を指定開始日とする施設が 78.5%を占める。業種別にみても、最も比率が高くなっている。

(2) 協定期間

全体の状況としては、3 年、あるいは 5 年といった期間が 7 割近くを占め

る。業種別にみても同様の傾向である。

(全体の状況)

1年未満：1(0.6%) 1年以上2年未満：14(8.6%)
2年以上3年未満：10(6.1%) 3年以上4年未満：58(35.6%)
4年以上5年未満：23(14.1%) 5年以上6年未満：54(33.1%)
6年以上：2(1.2%) 無回答：1(0.6%)

<参考>

前述の全国母子生活支援施設協議会の調査において、「公募があった」と回答した23施設における協定期間の内訳は、3年：5施設、4年：2施設、5年：13施設、不明：3施設となっており、多くの施設が5年である。

(3)指定管理業務の内容等

指定管理業務の概要【自由記述】

指定を受けた施設の運営、維持管理が中心。

指定管理業務のうち、他社に委託している業務【自由記述】

清掃、設備機器の保守・点検、警備、塵芥処理、夜間管理等。

指定管理業務以外の業務の概要【自由記述】

全体的に回答件数は少ない。利用料の徴収等を、指定管理業務以外に別途受託しているとの回答、会館・福祉センター等においては、スペースを活用した自主事業を行っているとの回答があった。

(4)指定管理料

あらかじめ自治体から金額を指定されたか

全体の状況としては、「はい」が54.0%となるが、業種別では、比率に個別性がみられる。

ア)全体の状況

はい：88件(54.0%) いいえ：65件(39.9%) 無回答：10件(6.1%)

イ)個別の状況

a. 社会福祉施設(母子生活支援施設除く)

はい：37件(48.7%) いいえ：38件(50.0%) 無回答：1(1.3%)

b. 母子生活支援施設

はい：33件（56.9%） いいえ：19件（32.8%） 無回答：6（10.3%）
c．会館等、社会福祉施設以外の施設
はい：18件（62.1%） いいえ：8件（27.6%） 無回答：3（10.3%）

従来の業務委託料から、積算方法がどのように変化したか【自由記述】
「変化はない」との回答が複数ある一方、「実績払いとなり、入所者数にあわせた指定管理料となった」等の個別意見があった。

従来の業務委託料に比べて増減したか

全体の状況としては、「減少した」が38.0%と、「増加した」15.3%を上回る。指定前後の状況を把握していないためか、「無回答」が46%を占める。

増加・減少の理由【自由記述】

増加の理由としては、「人件費の増加」が主である。減少の理由としては、「経費節減を求められた」「行政の財政難」「金額面での競争があるため縮減を図った」等の回答があった。

（全体の状況）

増加した：25件（15.3%） 減少した：62件（38.0%）
その他：1件（0.6%） 無回答：75件（46.0%）

指定管理料の清算の要否

全体の状況としては、清算を要する施設が50%をやや上回る。清算方法は、概算払いの後、年度末に実績に応じて清算するとの回答が多かった。

（全体の状況）

あり：83件（50.9%） なし：58件（35.6%）
無回答：22件（13.5%）

指定管理料以外で清算が必要になるもの【自由記述】

回答の件数は多くはないが、指定管理業務以外に自治体から受託している業務や、寄付金収入等について清算が必要であるとの回答があった。

(5) 協定保証金の徴収について

全体の状況としては、保証金徴収の取り決めがない施設が 90% 近くを占める。

(全体の状況)

あり：2 件 (1.2%) なし：146 件 (89.6%) 無回答：15 件 (9.2%)

(6) 行政への事業進捗状況の報告について

全体の状況としては、協定上の取り決めがある施設が 90% 以上を占めている。

(全体の状況)

あり：153 件 (93.9%) なし：3 件 (1.8%) 無回答：7 件 (4.3%)

(「あり」と回答した 153 件の内訳)(複数回答)

月次報告：80 件 (52.3%) 四半期報告：18 件 (11.8%)

上半期・下半期報告：3 件 (2.0%) 年度報告：108 件 (70.6%)

その他：26 件 (17.0%)

(7) 管理物件の修繕

指定管理期間中の管理物件の修繕に関する、制約事項、あるいは許認可を要する事項については、「あり」と回答した施設が 90% 近くを占めた。協定の内容は、一定の額を定め、その範囲内の修繕費用は指定管理者が負担する。その額を超えた場合は自治体と協議する、という回答が多かった。

(全体の状況)

あり：144 件 (88.3%) なし：13 件 (8.0%) 無回答：6 件 (3.7%)

(8) 事故等の際の賠償責任

利用者や職員の事故等に対する賠償責任の取り決めについては、「あり」と回答した施設が 7 割近くを占めた。

内容としては、自治体と指定管理者で賠償責任の分担を決め、そのうち、指定管理者の責に帰すべき賠償は指定管理者が行う旨、取り決めを行っているという回答が多かった。

(全体の状況)

あり：112件(68.7%) なし：46件(28.2%) 無回答：5件(3.1%)

(9)臨時の出費が発生した場合の費用負担の取り決め

「定められていない」「その他」をあわせて80%程度となっており、その都度、費用負担を自治体と協議する施設が大半である。

(全体の状況)

行政が負担：7件(4.3%) 指定管理者が負担：23件(14.1%)

定められていない：48件(29.4%) その他：83件(50.9%)

無回答：2件(1.2%)

(10)行政による指定管理業務の指導・査察、行政評価【自由記述】

指定管理期間中の行政指導や査察の内容

協定上、随時実施できると定められている(これまで実施されたことはない)との回答が多かった。

指定管理業務に係る行政評価の内容

施設の運営・管理業務の実施状況、管理物件の管理状況、収支状況等を評価することとし、自己評価、利用者満足度調査、外部評価等を用いて行われるとの回答が多い。

その他、行政による指定管理業務の指導・監査等の仕組み

年1回程度、自治体から指導監査を受けているとの回答が多かった。

(11)サービスの質を担保するための仕組みに関する取り決め【自由記述】

上記(10)のとも重複するが、外部評価の導入、利用者アンケートの実施、個人情報保護規定・苦情解決規定の制定、等の取り決めを行っているとの回答が多かった。

(12)経営上の自己努力に関する取り扱いについての取り決め【自由記述】

協定上はとくに取り決めはないが、日常業務のなかで経費節減に努めているとの回答が多かった。

(13)指定管理者の取り消しについての取り決め【自由記述】

取り決め内容としては、法令・協定への違反、管理業務が履行できない、資格要件を満たさなくなった、社会的信用を損なうこと等により、指定管理者として不適格であると認められる、等に該当す

る場合は、業務の全部または一部を停止することができる、との回答内容が多かった。

(14) 指定管理業務の引継ぎに関する、引継ぎ期間・引継ぎ事項等の取り決め【自由記述】

引継ぎ期間や、引継ぎに際し必要な事項は、協定ではとくに定められておらず、別途協議するとの回答が多かった。

(15) 協定時(契約時)から指定管理業務開始までの間に生じた課題【自由記述】

件数は多くはないが、引継ぎの不十分や、契約後に指定管理料の縮小等があったとの回答がみられた。

6. 指定管理者の指定を受けたことによるメリット、デメリット等

(1) 指定を受けたことによるメリット、デメリット【自由記述】

指定を受けたことによるメリット

ア) 経営面におけるメリット

「指定管理料の収入により安定した運営が確保できる」との回答が多かった。一方、「従来と変更なし」という回答も複数みられた。

イ) 事業・サービス面のメリット

「事業実施上のサービスの提供範囲の拡大」「職員のサービス向上意識が高まった」「利用者のニーズに応じたサービス提供ができる」との回答が複数寄せられた。一方、「従来と変わらない」という回答も複数みられた。

指定を受けたことによるデメリット

ア) 経営面におけるデメリット

経年劣化による修繕に費用がかかる旨については多くの社協・施設から回答があり、修繕費について「自治体と協議しても予算化につながらない」との回答が複数寄せられている。また、「人件費が指定管理料のみでは確保できず、法人から持ち出している」「期限が決められているため安定雇用が出来ない」「人材育成および確保について長期的な展望が見えない」「指定期間中の指定管理料は同額が原則であり、人件費・物件費の増にどう対応するか」といった回答があった。

における「メリット」と対照的な回答内容となったが、積算された指定管理料が、施設にとっては不十分である場合も多く、個々の社協・施設が置かれている状況に格差が生じていることが推測できる。

また、年度末に指定管理料に残金が発生した場合の取り扱い（繰り越しをしてよいか、返金が必要か）に、自治体により差異が発生していること、指定管理料の積算の根拠がこれまでの「定員」から「在所有者数」に変わったりしたケースがあること等も、影響を与えているものと思われる。

イ) 事業・サービス面のデメリット

「協定により、提供できるサービスに制約が生じている」「中・長期的なビジョンが組めない」「期間が決まっているため不安を感じながらのサービス提供となる」「サービスの向上を図っても指定管理料は変わらない」等の回答が寄せられた。

ウ) その他のデメリット

件数は少ないが、「決裁においてスムーズな対応ができなくなった（トイレの修繕実施までに使用停止が5か月続いた）」等の回答が寄せられた。

(2) 指定管理業務を行うことによる、法人・社協本体の業務へのメリット、デメリット

メリット

「ノウハウの蓄積ができる」「イメージ、信頼の向上」「県民の認知度の向上」「新たな業種への算入が可能となる」等の回答が寄せられた。

デメリット

人事・労務管理に係る課題（例：指定を受けた施設と、受けていない施設の間の労務管理等の調整の困難さ）に加え、「行政への提出書類が増え、法人業務を圧迫している」、等の回答が寄せられた。

(3) 指定管理業務に係る雇用の状況

正規職員

全体の状況としては、指定前は、5人未満が62件（38.0%）、5～10人未満が41件（25.2%）、指定後は、5人未満が69件（42.3%）、5～10人未満が39件（23.9%）となっており、いずれも、0～10人未満で6割以上を占めている。

指定前と指定後では、平均人数は6.4人から6.2人と、0.2人減少して

いる。

非正規職員

全体の状況としては、指定前は、5人未満が74件(45.4%)、5~10人未満が30件(18.4%)、指定後は、5人未満が79件(48.5%)、5~10人未満が35件(21.5%)となっており、いずれも、0~10人未満で6割以上を占めている。

指定前と指定後では、平均人数は3.4人で変更はない。

(4)指定期間の終了ならびに更新に伴う課題

(更新されなかった場合の)職員の雇用の問題、それに伴う職員の生活保障の問題を指摘する回答が多く寄せられた。また、「今回は非公募だったが、次回は公募になるため、その際に、指定管理料が減額されるのではないかと懸念する回答もみられた。

(5)今後、継続して指定管理者の指定を受けるために、社協・法人において必要とされる取り組み

サービスの質の向上を図るとともに、収支バランスのとれた財務管理等、経営の改善を図る必要があるとの回答が多く寄せられた。

事業のスリム化を図る必要があるとの回答がある一方、「不当な予算削減には応じず、必要な財源を確保するよう取り組む必要がある」といった回答も寄せられた。

7.税制について

(1)当該指定管理業務は、課税対象になっているか

全体の状況としては、課税対象に「なっている」が40件(24.5%)、「なっていない」が93件(57.1%)、「無回答」が30件(18.4%)となっており、非課税となっている施設が過半数となった。

税金の種類としては、「消費税」が最も多く、次いで、「法人税」の順となった。

(2)指定管理者制度に係る税制に関して課題となっていること【自由記述】

件数は多くはないが、「指定管理料を繰り越すと事業所税の課税対象になってしまう」「指定管理料のうち退職給与積立は経費として認められないため、法人税上、収益として課税される」といった回答があった。

8.都道府県内において、他の法人が同一種別の施設の指定を受けている場合、

指定都市・中核市と他の市町村の間で指定の条件において格差が生じているケース

回答数は多くはないが、「同一市町村の中でも格差がある。指定前のある時期の支出実績をもとに指定管理料を積算しているが、当時の人件費が高かった施設とそうではない施設の間では、現在の指定管理料にも格差が生じている」等の回答があった。

9. 都道府県内において、公募によることなく指定を受ける際、厳しい条件を課されているケース

回答数は多くはないが、「1法人1施設しか指定管理を受けさせない」「委託費はなく、すべて支援費収入のみで運営しているデイサービスがある」等の回答が寄せられた。

10. 指定管理者の指定基準への、「サービスの向上」に関する条項等の規定の状況

全体の状況としては、条例等に記載：36件(22.1%)、自治体の方針(指針)に記載：27件(16.6%)、その他の諸規程に記載：10件(6.1%)、規定されていない：45件(27.6%)、無回答：45件(27.6%)となっており、何らかの規程等に掲載されているケースは4割程度となっている。

11. 指定管理者制度に関する課題・意見等

指定管理者の公募から協定に至るまでの課題、意見等について、調査結果および検討会における協議等をもとに、主なものを下記のとおり整理した。

なお、施設種別に関わらず共通する課題、意見等については共通事項として整理し、個別の課題、意見等については別に項目を立てている。

(1) 公募の際の条件

a. 共通事項

- ・市町村や県のビジョンを明確にし、そのうえで公募を行うべきである。
- ・施設の利用状況、建設経緯など、公募になじまないものもあることから、公募・非公募の区別を施設ごとに判断する必要がある。
- ・自治体は、「はじめにコスト削減ありき」という考え方ではなく、良いものであれば逆にもっとコストを上げてもいいという考え方を持つべきである。指定管理者に負担とならない、自主性を損なわないような配慮をすべきである。
- ・施設の目的に合致していれば、指定管理者の独自性を活かせる事業実

施を可能にするべきである。

- ・コスト削減のために、施設に求められる本来の目的を逸脱した公募内容（必要な事業をカットしてしまう等）にならないよう、チェック体制を整える必要がある。

b . 母子生活支援施設

- ・自治体にとっての母子生活支援施設の役割や位置づけを明確にし、示すべきである。それから予算の根拠を示すべきである。
- ・公募から締切までの期間が短かった。
- ・本当に質の高いサービスを要求するならば、それに見合った予算・条件とするべきである。

(2) 応募団体の審査と決定

a . 共通事項

- ・経費削減が最優先されてサービス面の内容がおろそかにされているように感じる。
- ・申請（プレゼンテーション）資料には、法人の事業実施のノウハウも含まれているため、公表にあたっては配慮が必要である。
- ・選考委員を選出するにあたり、公平性を確保できるような委員の選出が必要である。

b . 母子生活支援施設

- ・指定管理料の安い法人のみではなく、過去の運営実績などを加味した公募を実施すべきである。

(3) 協定(契約)から業務開始に至るまで

a . 共通事項

- ・指定管理料金のルールが確立していなかった。
- ・契約後、予算が縮小された。
- ・人件費は繰り越せるという約束が守られなかった。

(4) 協定期間

a . 共通意見

- ・入所施設利用者に対しては、安定したサービスを継続して提供することが求められるため、協定期間の長期化が必要である。（3年、5年といった短期間は望ましくない）

(5) 指定管理業務の範囲

a . 共通事項

- ・ 事業の実施について行政からの制約が多い。
- ・ 協定書の内容ががんじがらめのため、新規事業を行いたくても費用面・職員体制に制限があり、できにくい。
- ・ 選定後、新規事業等の実施に関して、自治体が、半ば強制的に指定管理者に事業を押し付けるようなやり方をとる場合もあるため、両者の十分な協議が必要である。
- ・ 入所・退所、予算執行などについてもっと自由裁量を認めるべきである。

(6) 管理業務の一部委託

a . 共通事項

- ・ 指定管理とは別に清掃業務の予算がついていたが、協定の中に含まれるとの考え方により、その予算が執行されなかった。しかし実際は、協定時の積算に入っていなかった。

(7) 指定管理料の積算

a . 共通事項

- ・ 以前の委託事業より指定管理料が低額である。
- ・ 指定管理料が固定化され人件費の上昇に対応できない。

b . 母子生活支援施設

- ・ 5年間、予算を一定にするのではなく、協議の上でスライドすべきである（職員の人件費もスライドできる）。
- ・ 民立民営施設に認められる措置費等運営費を下回らない指定管理料を積算すべきである。また、協定期間内に、新規の国の加算事業や職員加算があれば、速やかに協議できるようにすべきである。

(8) 指定管理料の事前指定

a . 共通事項

- ・ 事業計画、職員採用計画、人材育成計画等、指定管理料に左右される部分が大きいため、指定管理料の事前指定を検討する必要がある。

(9) 指定管理料の清算

- ・ 下記の例示のとおり、自治体や所管部局により、清算の考え方や方法に差異がみられるため、一定のルールが必要である。

(例示)

ア．各施設共通

- ・ 清算をして、余った場合は返還し、不足する場合は法人が負担している。
- ・ 清算をして、余った場合は返還し、不足する場合は請求している。
- ・ 利用料収入の目標額を超えた収入があった場合、超過分の2分の1を次年度の委託料から控除する。

イ．母子生活支援施設

- ・ 繰り越しが出た場合は積立金として法人が管理している。
- ・ 指定管理料以外に、寄付金収入や実習生受入謝礼金等収入も清算が必要となっている。

- ・ 給与等の運転資金が必要であるため、経営努力により繰越金が出たら、積立金等に残す、あるいは法人への繰入金とする、とすべきである。

(10) リスクの分担(臨時出費の費用負担含む)

a．共通事項

- ・ 建物維持管理のための定期点検の項目をあらかじめ定め、その点検費用を指定管理料に含めるべきである。点検の結果、問題があれば、速やかに修繕すべきである。

(11) 施設修繕の役割分担

a．共通事項

- ・ 役割分担が明確になっていない。
- ・ 建物の修繕は協議のうえとなっているが行政が逃げ腰である。
- ・ 修繕費の負担、保険の付保、利用料減免の扱いについての規定が必要である。
- ・ 老朽化している設備等は、協定前にあらかじめ修繕すべきである。

(12)指定管理者が行う修繕

a . 共通事項

- ・建物の老朽化で修繕費が多く、法人負担となっている。
- ・老朽化している設備はあらかじめ修繕すべきである。

(13)大規模修繕や機器更新

a . 共通事項

- ・大型機器に関して、業務用冷蔵庫、ガス台、浴用リフト等の買い替え時の責任の明確化が必要である。原状回復とはどこまでをさすのかを示していただく必要がある。
- ・施設や備品の老朽化が進み、どれほど修繕等経費がかかるか予想がつかない。行政の財政事情によっては即座に対応できない場合も予想される。

b . 母子生活支援施設

- ・一定額（例：20万円）以上の修繕は自治体の負担となっているが、大部分は申請しても認められないことが想定される。
- ・大規模修繕は、入所者の入所そのものを制限する場合があります、入所減になれば、次年度の運営に支障をきたす場合がある。

(14)利用者や職員の事故等に対する賠償責任

a . 共通事項

- ・あらかじめ、賠償責任保険の加入条件やその金額を協議しておく必要がある。

(15)備品の提供・調達と返却

a . 共通事項

- ・備品を購入してほしいが予算を組んでもらえない。
- ・指定管理者が変更になった場合の備品の返却要件等が明確ではない。
- ・備品の整備や修繕について、自治体には迅速な対応が求められる。

(16)指定管理業務の評価

a . 共通事項

- ・履行確認、利用者満足度、経営の安定の3つの視点からの総合的なモニタリングの確立が必要である。

(17)個人情報保護

a . 共通事項

- ・ センシティブな個人情報を扱うため、仮に指定管理者が変更された場合、個人情報を守られるか不安がある。
- ・ 指定管理者が変更となった場合、個人情報を引き継ぐ了解が得られるのか。了解を得られない場合は、サービスを受けるなということか。強制的に事業所が決められることになり、利用者主体に反するのではないか。

(18)利用料の徴収

a . 会館等、社会福祉施設以外の施設

- ・ 民間の施設が隣接され競争が激化し、いかに利用者と利用料を確保するかが課題である。
- ・ 福祉活動等減免を設けている場合、減免数が増えると収入減となる。指定管理料は利用者収入を考慮して設けられるため、減免団体を減らす傾向にある。身近な小さな福祉活動を支えられるように、減免制度を活かせないか。

(19)経営上の努力について

a . 共通事項

- ・ 経費削減に努めてはいるが、協定上の取り決め等はない。
- ・ 給与規程の改正に取り組んでいる。
- ・ 経費削減等に努めている。
- ・ 委託費の使途について、管理者の経営上の努力が報われるのか不安がある。修繕などは、耐用年数を超えているものでも、壊れるまで直せないと回答があったものもある。

b . 母子生活支援施設

- ・ 母子生活支援施設にとって最大の努力は、できるだけ多くの利用者に施設を利用していただくことである。ついては、広域入所も含め、入所相談窓口が自治体になっているため、自治体も、施設利用の向上のため努力すべきである。

(20)指定の取り消し、辞退

a . 共通事項

- ・ 取り消しにあたって、自治体に明確な基準がない。自治体が一方的に取

り消しを判断するのではなく、一定の基準を示していただく必要がある。

(21)業務の引継ぎ

a . 共通事項

- ・新規に指定を受けたが、設備、備品、帳簿等、十分な引継ぎではなかった。
- ・新規に指定を受けたが引継ぎが十分ではなかった。また、書類や記録等の不備が目立った。設備の老朽化が目立ち安全面に課題が残されている。
- ・以前から受託関係にある場合、別の法人が新規に指定管理者となることを想定していないため、引継ぎの内容が明確になっていない。

(22)指定を受けたことによるメリット

a . 共通事項

- ・収入の確保につながった。
- ・職員の継続雇用につながった。
- ・地域との関わりが強化された。
- ・サービス向上意識が高まった。
- ・経営意識が高揚した。
- ・施設管理面での裁量幅の拡大
- ・事業実施の自由度が広がった。

(23)指定を受けたことによるデメリット

a . 共通事項

- ・老朽化による建物修繕の費用負担が発生する。
- ・返金義務が生じる。
- ・想定外の出費への対応に迫られる。
- ・長期的なサービスのビジョンが組めない。
- ・職員雇用が不安定になった。
- ・職員の募集回数が増え、広告経費や募集・採用事務に係る業務量が増えた。
- ・人件費の制約により、ベテラン職員の配置が困難になった。
- ・資金の交付が清算払い（月次報告後）のため運営が厳しい。
- ・1年間の委託料が12か月の均等払いのため、支出が多くなる月は資金繰りが大変である。

- ・指定管理施設ごとに資金の管理（個々の施設ごとに通帳管理）を行なうため、弾力的な運営ができない。
- ・施設間での資金の繰り入れ、繰り出しが頻繁に行なわれるため、事務量が增大し、事務が煩瑣となった。
- ・建物修繕の際の費用負担が増大している。

b . 母子生活支援施設

- ・老朽化による建物設備改修が必要である。
- ・返金義務が生じる。
- ・福祉サービスの質・継続性・安定性・専門性への保障がない。

(24)法人・社協本体業務へのメリット

a . 共通事項

- ・ノウハウの蓄積
- ・職員が危機意識を持つことに貢献している。

b . 会館等、社会福祉施設以外の施設

- ・会館機能を活用した自主事業の展開による活動の幅の拡大
- ・地域組織、他団体とのつながりの強化

(25)法人・社協本体業務へのデメリット

a . 共通事項

- ・法人業務の増大
- ・人材確保が行いにくく、育成に影響がある。
- ・指定管理業務に人手がかかり、本体の業務に影響を与えている。
- ・人件費の制約により、法人全体の職員配置に制限が出た。
- ・指定管理料の人件費にあわせた雇用であるため不安定である。また、ノウハウの蓄積が困難である。
- ・資金の交付が清算払い（月次報告後）のため、各施設会計において資金不足が頻繁に発生し、その度に法人本部会計から繰り入れるなどの措置を行っており、法人本来事業への影響が懸念される。
- ・財務会計処理は、法人本体で一括して行っているが、事務が煩瑣となり、財務会計部門の業務量が增大し、法人運営部門の運営に支障をきたしている。

b . 会館等、社会福祉施設以外の施設

- ・ 継続して指定を受けられない場合、社協の事務所として兼務利用ができなくなる。

(26)職員の雇用、処遇

a . 共通事項

- ・ 指定管理期間が限定されているため、職員の定着の問題がある。
- ・ 指定管理者から外れた場合の職員の身分保障が懸念される。
- ・ 指定管理施設職員の人件費を削減しなければならず、処遇面において他の職員と格差が生じている。
- ・ 指定管理業務を専属とする職員体制が確保できず、業務過多となっている。
- ・ 経費の縮減を図ることから、非常勤や短期間雇用などの不安定な身分の職員の雇用が増大し、常に採用・退職などが発生する人事の流動化が起こり、人事労務管理に関する業務が増大した。
- ・ 各指定管理施設の予算を考慮した人事異動を余儀なくされ、人事異動本来の目的が履行されない状況が発生している。
- ・ 原則として協定期間内での雇用しか保証されていないため、優秀な人材の確保、安定的な運営が難しい。

b . 母子生活支援施設

- ・ 安定雇用ができずアルバイト等で対応している。
- ・ 期限が定められており、その後の指定の保証はないため、職員が安心して働けない。
- ・ 経費を抑えるため正規職員の採用ができず、質の高いサービスを続けることは困難に思える。

< 参考 >

(前述の全国母子生活支援施設協議会の調査において、指定管理者制度に関する課題として回答いただいたものからの抜粋)

- ・ 指定管理者制度による公募選定等で、管理経費の削減が求められると、人件費を削減するしかないが、それでは専門性を有する職員を雇えなくなり、利用者に対する自立支援が難しくなる。
- ・ 職員の身分が不安定。指定期間終了後に他の応募者との競争が控えており、受託できない場合は現職員の就業の場がなくなる可能性もある。

(27)指定期間の終了ならびに更新

a . 共通事項

- ・ 職員の継続雇用の問題
- ・ 指定管理者が変更された場合、人件費が確保できない。更新しても経費節減を迫られることが予想される。

b . 母子生活支援施設

- ・ 次回更新は非公募から公募へ変わる。
- ・ 支援の困難な母子が増えており、指定管理者が変わると、利用者や施設全体が不安定になり、問題が起こることが考えられる。
- ・ 毎年、事業報告やモニタリングをして問題がない場合は、次回の指定管理者の更新を非公募にして、申請書類も簡略化すべきである。

(28)継続して指定を受けるために必要とされる取り組み

a . 共通事項

- ・ 経費節減
- ・ サービスの確保と向上
- ・ 経営改善の取り組み

b . 会館等、社会福祉施設以外の施設

- ・ 事業の見直しや新規事業の企画、利用者確保策の検討が必要。

< 参考 >

(前述の全国母子生活支援施設協議会の調査において、指定管理者制度に関する課題として回答いただいたものからの抜粋)

- ・ 指定管理者制度導入後は、従来の事業にとどまらず、利用者のニーズに応えられるようなサービスの改善・工夫をし、選ばれる施設になるための取り組みをしていかなければならない。

(29)税制に関する課題

a . 共通事項

- ・ 指定管理経費を繰り越すと事業収入とみなされ、事業所税の賦課の対象となってしまう。
- ・ 収益が出た場合、収入とみなされ、課税対象となるおそれがある。
- ・ 消費税に関して、納税額が増加する。

(30) インセンティブの設計

a . 共通事項

- ・ 民間事業者のインセンティブを高めるための仕組みが必要である。
- ・ 施設を十分に機能させるため、老朽化した建物を建て替える必要がある。

(31) 指定管理者制度の適用について

a . 共通事項

- ・ 障害者関係の施設に期間限定の制度を適用することが妥当なのか疑問がある。
- ・ 指定管理者制度になじまない施設（収支バランスがとれず制約のある施設）まで制度移行するのはいかがか。基本ルールが必要と感じる。
- ・ 独立採算不可の施設を、短絡的に指定管理者制度に移行することは、住民サービスにつながるのか十分な検討を行うべきである。

b . 母子生活支援施設

- ・ 母子生活支援施設は指定管理者制度になじまないのではないか。母子生活支援施設はDV被害者が多く、高度の知識と経験が必要で、利用者に対して時間をかけて人間関係を形成する必要がある。

< 参考 >

（前述の全国母子生活支援施設協議会の調査において、指定管理者制度に関する課題として回答いただいたものから抜粋）

- ・ 指定管理者が変わると施設の事業方針が変わり、事業の継続性が失われる。そのため支援の一貫性がなくなり、利用者への支援の質の低下が懸念される。

(32) その他の意見、提案

- ・ 措置施設では、母子生活支援施設以外に、生活保護施設や児童養護施設などの施設も指定管理者制度の対象になっている。上記の種別を含め、社会福祉施設には、サービスの継続性・安定性が求められるが、現状は、コストの削減にのみ重点が置かれ、施設が本来行うべきサービスに影響が出ている。
- ・ 介護保険事業は、指定管理者が変更した場合、利用者は新指定管理者に移行するのか。（契約によるため本人の同意が必要で、新たな契約事務

が発生する。)旧指定管理者が拠点を確保し利用者連れて行った場合、新指定管理者は採算が取れるまで利用者を確保するために大変な時間がかかり、経営が成り立たなくなるのではないか。

- ・公設公営施設が指定管理者制度になる場合、最も条件がよくない。老朽化した建物設備、入所定員なども考慮しないなかで、まともな施設運営ができない状況にある。自治体職員の施設運営に対するノウハウが不足している。
- ・規模や性質の違う施設、複合施設での指定管理者の指定方法に問題がある。
- ・行政側の都合(例:大規模修繕等)により施設を休業した場合は、行政の責任において、事業者への補償や利用者へのサービス提供等に関する規程を整備すべきである。

<参考>

前述の全国母子生活支援施設協議会の調査において、指定管理者制度に関する課題として回答いただいたもののうち、主なものを掲載する。

<利用者支援への影響・課題>

- ・指定管理者が変わると施設の事業方針が変わり、事業の継続性が失われる。そのため支援の一貫性がなくなり、利用者への支援の質の低下が懸念される。
- ・指定管理者制度導入後は、従来の事業にとどまらず、利用者のニーズに応えられるようなサービスの改善・工夫をし、選ばれる施設になるための取り組みをしていかなければならない。

制度の導入により受託が終了した施設の状況

1. 業務委託が終了する以前の状況

(1) 業務を受託していた施設の状況

施設種別

回答のあった 18 件の内訳は、都道府県社協 4、指定都市社協 3、市区町村社協 9、社会福祉法人 2 となっているが、受託が終了した施設の種類は、老人福祉施設（老人福祉センター等）5、児童福祉施設（児童館）1、その他の施設（老人憩いの家、福祉会館等）12、となっている。

定員

定員のある施設は、18 施設中 1 施設（30 名）のみであった。

(2) 受託が終了する以前の受託業務の概要

施設の運営管理業務全般

2. 業務受託が終了した際の状況

(1) 受託終了日、それまでの業務受託期間

受託終了日は、平成 18 年 3 月 31 日が 17 件（1 件は平成 18 年 6 月 30 日）、業務受託期間は、1 年～10 年：7 件、11 年～20 年：3 件、21 年～30 年：4 件、31 年～40 年：4 件、となっている。

(2) 指定管理者の指定を受けることになった団体

社会福祉法人：3 件、NPO：2 件、株式会社：6 件、有限会社：1 件、その他（行政直営、任意団体等）：6 件

(3) 業務の受託が終了することになった理由として考えられること

制度の導入により行った公募で、指定を受けた事業者との金額面での格差が大きかったこと、あるいは行政の直営に転換したりしたこと等が理由としてあげられている。

(4) 業務の委託終了に伴う、事業面・財政面等における影響

業務受託終了に伴う、職員の雇用や人件費の確保が課題として多くあげられている。

【別表】指定管理者制度に関する主な課題・意見等

項目	調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
	共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
1 公募の際の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や県の指定管理者へのビジョンを明確にし、そのうえで行うべきである。 ・公募が原則であるが、施設の利用状況、建設経緯などによっては公募になじまないものもあることから、公募・非公募の区別を施設ごとに判断する必要がある。 ・自治体は、「はじめにコスト削減ありき」ではなく、良いものであれば逆にもっとコストを上げてほしいという考え方を持つべきである。指定管理者に負担とならない、自主性を損なわないような配慮をすべきである。 ・施設の目的に合致していれば、指定管理者の独自性を活かせる事業実施を可能にするべきである。 ・コスト削減のために、施設に求められる本来の目的を逸脱した公募内容(必要な事業をカットしてしまう等)にならないよう、チェック体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体にとっての母子生活支援施設の役割や位置づけを明確にし、示してほしい。それから予算の根拠を示してほしい。 ・公募から締切までの期間が短かった。 ・本当に質の高いサービスを要求するならば、それに見合った予算・条件とするべきである。 	
2 応募団体の審査と決定	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減が最優先されてサービス面の内容がおろそかにされているように感じる。 ・申請(プレゼンテーション)資料には、法人のノウハウも含まれているため、公表にあたっては配慮が必要である。 ・選考委員を選出するにあたり、公平性を確保できるような委員の選出が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料の安い法人のみではなく、過去の運営実績などを加味した公募を実施すべきである。 	
3 協定(契約)から業務開始に至るまで	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理料金のルールが確立していなかった。 ・契約後、予算が縮小された。 ・人件費は繰り越せるという約束が守られなかった。 		
4 協定期間	<ul style="list-style-type: none"> ・入所施設利用者に対しては、安定したサービスを継続して提供することが求められるため、協定期間の長期化が必要である。(3年、5年といった短期間は望ましくない) 		

		調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
項目		共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
5	指定管理業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施について行政からの制約が多い。 ・協定書の内容ががんじがらめのため、新規事業を行いたくても費用面・職員体制に制限があり、できにくい。 ・選定後、新規事業等の実施に関して、自治体が、半ば強制的に指定管理者に事業を押し付けるようなやり方をとる場合もあるため、両者の十分な協議が必要である。 ・入所・退所、予算執行などについてもっと自由裁量を認めるべきである。 		
6	管理業務の一部委託	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理とは別に清掃業務の予算がついていたが、協定の中に含まれるとの考え方により、その予算が執行されなかった。しかし実際は、協定時の積算に入っていなかった。 		
7	指定管理料の積算	<ul style="list-style-type: none"> ・以前の委託事業より指定管理料が低額である。 ・指定管理料が固定化され人件費の上昇に対応できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5年間、予算を一定にするのではなく、協議の上でスライドすべきである(職員の人件費もスライドできる)。 ・民立民営施設に認められる措置費等運営費と同条件の指定管理料を積算すべきである。また、協定期間内に、新規の国の加算募集や職員加算があれば、速やかに協議できるようにすべきである。 	
8	指定管理料の事前指定	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画、職員採用計画、人材育成計画等、指定管理料に左右される部分が大いため、指定管理料の事前指定を検討する必要がある。 		
9	指定管理料の清算	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や所管部局により清算の考え方や方法に差があり、一定のルールが必要である。 ・給与等の運転資金が必要であるため、経営努力により繰越金が出たら、積立金等に残す、あるいは法人への繰入金とする、とすべきである。 		
10	リスク分担(臨時出費の費用負担含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・建物維持管理のための定期点検の項目をあらかじめ定め、その点検費用を指定管理料に含めるべきである。点検の結果、問題があれば、速やかに修繕すべきである。 		

	項目	調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
		共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
11	施設修繕の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担が明確になっていない。 ・建物の修繕は協議のうえとなっているが行政が逃げ腰である。 ・修繕費の負担、保険の付保、利用料減免の扱いについての規定が必要である。 ・老朽化している設備等は、協定前にあらかじめ修繕すべきである。 		
12	指定管理者が行う修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の老朽化で修繕費が多く、法人負担となっている。 ・老朽化している設備はあらかじめ修繕すべきである。 		
13	大規模修繕や機器更新	<ul style="list-style-type: none"> ・大型機器に関して、業務用冷蔵庫、ガス台、浴用リフト等の買い替え時の責任の明確化が必要である。原状回復とはどこまでをさすのかを示していただく必要がある。 ・施設や備品の老朽化が進み、どれほど修繕等経費がかかるか予想がつかない。行政の財政事情によっては即座に対応できない場合も予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・20万円以上の修繕は自治体の負担となっているが、大部分は申請しても認められないことが想定される。 ・大規模修繕は、入所者の入所そのものを制限する場合があります。入所減になれば、次年度の運営に支障をきたす場合がある。 	
14	利用者や職員の事故等に対する賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ、賠償責任保険の加入条件やその金額を協議しておく必要がある。 		
15	備品の提供・調達と返却	<ul style="list-style-type: none"> ・備品を購入してほしいが予算を組んでもらえない。 ・指定管理者が変更になった場合の備品の返却要件等が明確ではない。 ・備品の整備や修繕について、自治体には迅速な対応が求められる。 		
16	指定管理業務の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・履行確認、利用者満足度、経営の安定の3つの視点からの総合的なモニタリングの確立が必要である。 		

		調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
項目		共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
17	個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ・センシティブな個人情報を扱うため、仮に指定管理者が変更された場合、個人情報が守られるか不安がある。 ・指定管理者が変更となった場合、個人情報を引き継ぐ了解が得られるのか。了解を得られない場合は、サービスを受けるなどということか。強制的に事業所が決められることになり、利用者主体に反するのではないか。 		
18	利用料の徴収			<ul style="list-style-type: none"> ・民間の施設が隣接され競争が激化し、いかに利用者と利用料を確保するかが課題。 ・福祉活動等減免を設けている場合、減免数が増えると収入減となる。指定管理料は利用者収入を考慮して設けられるため、減免団体を減らす傾向にある。身近な小さな福祉活動を支えられるように、減免制度を活かせないか。
19	経営上の努力について	<ul style="list-style-type: none"> ・経費削減に努めてはいるが、協定上の取り決め等はない。 ・給与規程の改正に取り組んでいる。 ・経費削減等に努めている。 ・委託費の使途について、管理者の経営上の努力が報われるのか不安がある。修繕などは、耐用年数を超えているものでも、壊れるまで直せないと回答があったものもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設にとって最大の努力は、できるだけ多くの利用者に施設を利用していただくことである。については、広域入所も含め、入所相談窓口が自治体になっているため、自治体にも、施設利用の向上のため努力していただきたい。 	
20	指定の取り消し、辞退	<ul style="list-style-type: none"> ・取り消しにあたって、自治体に明確な基準がない。自治体が一方的に取り消しを判断するのではなく、一定の基準を示していただく必要がある。 		

		調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
項目	共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設	
21 業務の引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に指定を受けたが、設備、備品、帳簿等、十分な引継ぎではなかった。 ・新規に指定を受けたが引継ぎが十分ではなかった。また、書類や記録等の不備が目立った。設備の老朽化が目立ち安全面に課題が残されている。 ・以前から受託関係にある場合、別の法人が新規に指定管理者となることを想定していないため、引継ぎの内容が明確になっていない。 			
22 指定を受けたことによるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の確保につながった。 ・職員の継続雇用につながった。 ・地域との関わりが強化された。 ・サービス向上意識が高まった。 ・経営意識が高揚した。 ・施設管理面での裁量幅の拡大 ・事業実施の自由度が広がった。 			
23 指定を受けたことによるデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による建物修繕の費用負担が発生する。 ・返金義務が生じる。 ・想定外の出費への対応に迫られる。 ・長期的なサービスのビジョンが組めない。 ・職員雇用が不安定になった。 ・職員の募集回数が増え、広告経費や募集・採用事務に係る業務量が増えた。 ・人件費の制約により、ベテラン職員の配置が困難になった。 ・資金の交付が清算払い(月次報告後)のため運営が厳しい。 ・1年間の委託料が12か月の均等払いのため、支出が多くなる月は資金繰りが大変である。 ・指定管理施設ごとに資金の管理(個々の施設ごとに通帳管理)を行なうため、弾力的な運営ができない。 ・施設間での資金の繰り入れ、繰り出しが頻繁に行なわれるため、事務量が増大し、事務が煩瑣となった。 ・建物修繕の際の費用負担が増大している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化による建物設備改修が必要である。 ・返金義務が生じる。 ・福祉サービスの質・継続性・安定性・専門性への保障がない。 		
24 法人・社協本体業務へのメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ノウハウの蓄積 ・職員が危機意識を持つことに貢献している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・会館機能を活用した自主事業の展開による活動の幅の拡大 ・地域組織、他団体とのつながりの強化 	

		調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
項目		共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
25	法人・社協本体業務へのデメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・法人業務の増大 ・人材確保が行いにくく、育成に影響がある。 ・指定管理業務に人手がかかり、本体の業務に影響を与えている。 ・人件費の制約により、法人全体の職員配置に制限が出た。 ・指定管理料の人件費にあわせた雇用であるため不安定である。また、ノウハウの蓄積が困難である。 ・資金の交付が清算払い(月次報告後)のため、各施設会計において資金不足が頻繁に発生し、その度に法人本部会計から繰り入れるなどの措置を行っており、法人本来事業への影響が懸念される。 ・財務会計処理は、法人本体で一括して行っているが、事務が煩瑣となり、財務会計部門の業務量が増大し、法人運営部門の運営に支障をきたしている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・継続して指定を受けられない場合、社協の事務所として兼務利用ができなくなる。
26	職員の雇用、処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理期間が限定されているため、職員の定着の問題がある。 ・指定管理者から外れた場合の職員の身分保障が懸念される。 ・指定管理施設職員の人件費を削減しなければならず、処遇面において他の職員と格差が生じている。 ・指定管理業務を専属とする職員体制が確保できず、業務過多となっている。 ・経費の縮減を図ることから、非常勤や短期間雇用などの不安定な身分の職員の雇用が増大し、常に採用・退職などが発生する人事の流動化が起こり、人事労務管理に関する業務が増大した。 ・各指定管理施設の予算を考慮した人事異動を余儀なくされ、人事異動本来の目的が履行されない状況が発生している。 ・原則として協定期間内での雇用しか保証されていないため、優秀な人材の確保、安定的な運営が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安定雇用ができずアルバイト等で対応している。 ・期限が定められており、その後の指定の保証はないため、職員が安心して働けない。 ・経費を抑えるため正規職員の採用ができず、質の高いサービスを続けることは困難に思える。 ・指定管理者制度による公募選定等で、管理経費の削減が求められると、人件費を削減するしかないが、それでは専門性を有する職員を雇えなくなり、利用者に対する自立支援が難しくなる。 ・職員の身分が不安定。指定期間終了後に他の応募者との競争が控えており、受託できない場合は現職員の就業の場なくなる可能性もある。 	

		調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
項目		共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
27	指定期間の終了ならびに更新	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の継続雇用の問題 ・指定管理者が変更された場合、人件費が確保できない。更新しても経費節減を迫られることが予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次回更新は非公募から公募へ変わる。 ・支援の困難な母子が増えており、指定管理者が変わると、利用者や施設全体が不安定になり、問題が起こることが考えられる。 ・毎年、事業報告やモニタリングをして問題がない場合は、次回の指定管理者の更新を非公募にして、申請書類も簡略化すべきである。 	
28	継続して指定を受けるために必要とされる取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・経費節減 ・サービスの確保と向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入後は、従来事業にとどまらず、利用者のニーズに応えられるようなサービスの改善・工夫をし、選ばれる施設になるための取り組みをしていかなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の見直しや新規事業の企画、利用者確保策の検討が必要。
29	税制に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理経費を繰り越すと事業収入とみなされ、事業所税の賦課の対象になってしまう。 ・収益が出た場合、収入とみなされ、課税対象となるおそれがある。 ・消費税に関して、納税額が増加する。 		
30	インセンティブの設計	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のインセンティブを高めるための仕組みが必要である。 ・施設を十分に機能させるため、老朽化した建物を建て替える必要がある。 		
31	指定管理者制度への適応について	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係の施設に期間限定の制度を適用することが妥当なのか疑問がある。 ・指定管理者制度になじまない施設(収支バランスがとれず制約のある施設)まで制度移行するのはいかがか。基本ルールが必要と感じる。 ・独立採算不可の施設を、短絡的に指定管理者制度に移行することは、住民サービスにつながるのか十分な検討を行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設は指定管理者制度になじまないのではないかと。母子生活支援施設はDV被害者が多く、高度の知識と経験が必要で、利用者に対して時間をかけて人間関係を形成する必要がある。 ・指定管理者が変わると施設の事業方針が変わり、事業の継続性が失われる。そのため支援の一貫性がなくなり、利用者への支援の質の低下が懸念される。 	

		調査回答および検討会において指摘された主な課題・意見等		
項目		共通事項	母子生活支援施設	会館等、社会福祉施設以外の施設
32	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業は、指定管理者が変更した場合、利用者は新指定管理者に移行するのか。(契約によるため本人の同意が必要で、新たな契約事務が発生する。)旧指定管理者が拠点を確保し利用者連れて行った場合、新指定管理者は採算が取れるまで利用者を確保するために大変な時間がかかり、経営が成り立たなくなるのではないか。 ・公設公営施設が指定管理者制度になる場合、最も条件がよくない。老朽化した建物設備、入所定員なども考慮しないなかで、まともな施設運営ができない状況にある。自治体職員の施設運営に対するノウハウが不足している。 ・規模や性質の違う施設、複合施設での指定管理者の指定方法に問題がある。 ・行政側の都合(例:大規模修繕等)により施設を休業した場合は、行政の責任において、事業者への補償や利用者へのサービス提供等に関する規程を整備すべきである。 		